

新型コロナウイルス感染症と 医師から診断確定されたお客さまへ

新型コロナウイルス感染症と医師から診断され、保健所等の判断により宿泊療養・自宅療養をされた場合、新型コロナウイルス感染症の診断年月日によっては、「みなし入院」として入院給付金等をお支払いできる可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の診断年月日はいつですか？

	医師による診断年月日		
	2022年9月25日 以前	2022年9月26日 ～ 2023年5月7日	2023年5月8日 以降
「みなし入院」 の取扱い	全員の方 	4類型の方（注） 	対象外

（注）4類型の方とは、以下のいずれかに該当する方となります

- ◆ 65歳以上の方
- ◆ 入院を要する方
- ◆ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス治療薬の投与または新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方
- ◆ 妊婦の方

医療機関に入院された方は、診断年月日に関わらず
入院給付金等をお支払いできる可能性がありますので、ご所属の団体保険窓口担当までご連絡ください

※「みなし入院」によるご請求の際は、My HER-SYS療養証明（画面）等が必要です
My HER-SYSをご利用いただける期間は**9月末まで**となりますので、**早めの請求手続き**をお願いします
詳しくは、ご所属の団体保険窓口担当までお問い合わせください

明治安田生命

明治安田生命公法人第二部法人営業第二部
〒110-0006
東京都台東区秋葉原5-9
明治安田生命秋葉原ビル6階
03-5289-7145

【県庁生協総合福祉制度】

お問合せ先
茨城県庁生活協同組合
TEL 029-301-6150